

高知県スポーツ少年団指導者協議会規程

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ協会定款第 41 条に基づいて設置された、高知県スポーツ少年団の設置規程第 22 条に規定される高知県スポーツ少年団指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(構 成)

第 2 条 協議会は、高知県スポーツ少年団に登録された指導者により構成する。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 協議会は、高知県スポーツ少年団指導者の情報交換や相互研修、連絡調整等により、指導者の資質の向上を図るとともに、スポーツ少年団の活動を充実活発にすることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行うとともに、必要に応じて高知県スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の相互研修、資質向上に関すること
- (2) 指導者の交流と情報交換に関すること
- (3) 指導者の地位向上に関すること
- (4) 調査研究及び広報に関すること
- (5) 高知県スポーツ少年団の事業への協力と推進に関すること
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと

第 3 章 会 計

(事業年度)

第 5 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 計)

第 6 条 協議会に係る会計は、公益財団法人高知県スポーツ協会に帰属し、当該予算の範囲で運営するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 協議会の事業計画書、収支予算書等を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 8 条 協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、協議会会長が書類を作成し、総会の承

認を受けなければならない。

第 4 章 役 員 等

(評議員の定数)

第 9 条 協議会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2 名、委員 20 名以内

(役員を選任)

第 10 条 役員は、市町村スポーツ少年団から推挙された指導者の互選によるものとし、推挙される指導者数は次のとおりとする。

安芸地区 3 名以内、香美・香南地区 3 名以内、土長地区 3 名以内

高知地区 5 名以内、高岡地区 3 名以内、吾川地区 3 名以内

幡多地区 3 名以内

2 推挙される指導者は、第 2 条に定める指導者とする。

(役員報酬等)

第 11 条 役員は、無報酬とする。ただし、次のものに関する職務を行うために要する費用の必要最低限を支払うものとする。

(1) 各交流大会

(2) 四国ブロック又は全国指導者会議、研究大会

(役員職務)

第 12 条 会長は、本会の業務を統括し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

3 委員は、会長又は副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は 2 年間とし、選任された総会の翌事業年度からを任期とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 役員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。

第 5 章 総 会

(構成)

第 14 条 総会は、第 9 条に定める役員及び各市町村から推挙された代表者 1 名をもって構成する。

(権限)

第 15 条 総会は、次の職務を行う。

(1) 役員選任に関すること

(2) 事業計画及び収支予算に関すること

- (3) 事業報告及び収支決算に関すること
- (4) 研修会等の企画立案に関すること
- (5) 指導者相互の情報交換、連絡調整に関すること
- (6) スポーツ少年団の充実発展に関すること
- (7) 本会の適正な運営に関すること
- (8) その他指導者の資質向上に関すること

(招 集)

第16条 総会は、協議会会長が招集し、その議長となる。

- 2 前項のほか、構成員の3分の1以上から会議の目的事項を示して文章により総会の招集を求められたときは、会長は、その求めがあった日から2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

(定足数及び議決)

第17条 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りでない。

- 2 構成員が総会に出席できないとき、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は、出席したものとみなす。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

第6章 運営委員会

(構 成)

第18条 運営委員会は、第9条に定める役員をもって構成する。

(権 限)

第19条 運営委員会は、次の職務を行う。

- (1) 協議会の業務執行に関すること
- (2) 研修会等の企画立案に関すること
- (3) 指導者相互の情報交換、連絡調整に関すること
- (4) スポーツ少年団の充実発展に関すること
- (5) 本会の適正な運営に関すること
- (6) その他指導者の資質向上に関すること

(招 集)

第20条 運営委員会は、協議会会長が招集し、その議長となる。

- 2 前項のほか、構成員の3分の1以上から会議の目的事項を示して文章により総会の招集を求められたときは、会長は、その求めがあった日から2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

(定足数及び議決)

第21条 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りでない。

- 2 構成員が総会に出席できないとき、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は、出席したものとみなす。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

第 7 章 事 務 局

第 22 条 この協議会の事務局は、公益財団法人高知県スポーツ協会内に置く。

第 8 章 規 程 の 変 更

第 23 条 この規程は、総会の議決を経たのち、高知県スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 20 年 3 月 22 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。
- 4 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 5 この規程は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 30 年 3 月 5 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日（名称変更）から施行する。